第四条の三の次に次の一条を加える。

第四条の四　法第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

一　第四条第一項第一号から第三十号まで、第三十二号から第三十五号まで及び第三十七号から第三十九号までに掲げる権限

二　第四条の二第一項第二号、第四号及び第十三号に掲げる権限

三　法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき並びに法第九十五条の二第一項の政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築又は歩行安全改築を行おうとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項（法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による自動車専用道路の指定をしようとするとき及び法第四十六条第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分を除く。）の規定により協議し、又は通知すること。

2　前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事等の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事等の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十号に掲げる権限は、工事等の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条の二第一項第一号中「第四条第一項第一号から第三十号まで、第三十二号から第三十五号まで」を「第四条第一項第六号から第十号まで、第十五号から第二十二号まで、第二十四号、第二十七号から第三十号まで、第三十二号、第三十三号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　法第九十五条の二第一項（法第四十五条第一項の規定により道路に区画線を設けようとするとき及び法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分に限る。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項（法第四十五条第一項の規定により自動車専用道路に区画線を設けようとするとき及び法第四十六条第一項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議し、又は通知すること。

第五条の二第二項中「工事等」を「維持」に改める。

第六条第一項中「法第二十七条第一項若しくは第三項又は第四十八条の十九第二項の」を「次の各号に掲げる」に、「法第四十七条の八第一項又は第四十八条の二十第一項の規定による」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第二十七条第一項又は第三項　法第四十七条の八第一項又は第四十八条の二十第一項の規定による協定

二　法第四十八条の十九第二項　法第四十八条の二十第一項の規定による協定

第六条第三項に次のただし書を加える。

ただし、同項の規定による場合において、第一号、第四号、第五号（法第四十七条の八第一項に係る部分に限る。）又は第七号（法第三十九条の五第一項又は第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し、その効力の停止又はその条件の変更に係る部分に限る。）に掲げる権限を行つたときは、この限りでない。

第四十一条第二項第四号中「第四十八条の十九第一項第一号ロ」を「第四十八条の十九第一項第二号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十六号

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成七年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

別表一の項の第三欄中（二一）の次に次のように加える。

（二二）　Ｐ－アルキル－Ｎ－［一－（ジアルキルアミノ）アルキリデン］ホスホンアミド酸＝フルオリド（Ｐ－アルキル又はジアルキルアミノのアルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、Ｐ－アルキル及びジアルキルアミノのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一（アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十）以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類

（二三）　Ｎ－［一－（ジアルキルアミノ）アルキリデン］ホスホンアミド酸＝フルオリド（アルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一（アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十）以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類

（二四）　Ｎ－［一－（ジアルキルアミノ）アルキリデン］ホスホロアミドフルオリド酸（アルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一（アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十）以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類

（二五）　アルキル＝Ｎ－［一－（ジアルキルアミノ）アルキリデン］ホスホロアミドフルオリダート（ホスホロアミドフルオリダートに結合するアルキル基又はジアルキルアミノのアルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、ホスホロアミドフルオリダートに結合するアルキル基及びジアルキルアミノのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一（アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十）以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類

（二六）　Ｎ－［ビス（ジエチルアミノ）メチリデン］－Ｐ－メチルホスホンアミド酸＝フルオリド

（二七）　Ｎ－アセチルオキシアルキル－Ｎ・Ｎ・Ｎ′・Ｎ′－テトラアルキル－Ｎ′－［三－（ジメチルカルバモイルオキシ）ピリジン－二－イル］メチル］－Ｎ・Ｎ′－（デカン－一・Ｘ－ジイル）ジアンモニウム＝ジブロミド（アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基であるものを含み、アセチルオキシアルキル（アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基である場合にあっては、それぞれシアノアルキル又はヒドロキ